

第2次  
いわみざわ

# 男女共同参画

実践プラン



ダイジェスト版

# 目 次

いわみざわ男女共同参画実践プラン策定の趣旨・基本理念・基本目標・性格	1
市民と行政の協働で進める男女共同参画社会の実現	2
基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重	4
基本目標Ⅱ 社会における制度又は慣行についての配慮	6
基本目標Ⅲ 政策等の立案及び決定への共同参画	7
基本目標Ⅳ 家庭生活における活動と他の活動の両立	9
基本目標Ⅴ 国際的協調	10
男と女のキーワード(用語解説)	11
プランの体系図	12
プランの推進	13



この冊子は、岩見沢市における男女共同参画社会を実現するための指針として、平成24年4月に策定した「第2次いわみざわ男女共同参画実践プラン」の内容を紹介したものです。

## いわみざわ男女共同参画実践プラン 策定の趣旨・基本理念・基本目標・性格

### 策定の趣旨

岩見沢市は、平成14年に策定した「岩見沢市男女共同参画計画」(H14年度～23年度)の5つの基本目標を基に、男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取組みの方向を示す実践的な計画と、市民と行政とのパートナーシップによる推進体制を確立するため「いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議」(以下「市民会議」という。)を立ち上げ、計画期間の中間年である平成19年3月、市民と行政との協働により「岩見沢市男女共同参画計画」の名称の変更とともに、男女共同参画を着実に推進するための具体的な施策を明らかにした「いわみざわ男女共同参画実践プラン」(以下「プラン」という。)を策定し、施策を総合的に推進してきました。

これまで、市民会議と協働で取り組んできた各種事業の推進により、男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識は変わってきていますが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会制度や慣行は依然として残っています。また、ワーク・ライフ・バランスの推進やDV対策の強化、男性にとっての男女共同参画の推進など、新たな課題に向けた取組みが求められています。

このような状況を踏まえ、岩見沢市においては、国の第3次基本計画を基に引き続き推進すべき施策や新たな課題への対応など、男女がともにいきいきと輝きながら暮らせる男女共同参画社会を実現するため、プランの計画期間終了にあたり施策の見直しを行い、「第2次いわみざわ男女共同参画実践プラン」を策定しました。

### 基本理念

このプランは、「男女の人権の尊重」と「あらゆる分野への参加・参画の推進」、「自立と共生の促進」の3つを基本理念とし、男女が対等なパートナーとして、それぞれの個性と能力を発揮しあわせ、誰もが等しく責任を分かち合うことができる、人にやさしい温かい街づくりを進めます。

### 基本目標

ここに示した5つの基本目標は、各分野の施策を総合的に推進し、男女共同参画社会の実現を目指すものです。

- 基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重
- 基本目標Ⅱ 社会における制度又は慣行についての配慮
- 基本目標Ⅲ 政策等の立案及び決定への共同参画
- 基本目標Ⅳ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 基本目標Ⅴ 国際的協調

### 性 格

- このプランは、岩見沢市が男女共同参画の推進に関する施策や事業を総合的・体系的に実施するための行動計画です。施策の推進にあたっては、市の総合計画をはじめとする他の計画との整合性を図りました。
- このプランは、「いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議」(以下市民会議という)の提言をはじめ、市民から寄せられた意見を反映し、市民と行政の協働により策定した「いわみざわ男女共同参画実践プラン」(平成19年3月策定)の成果及び市民会議の活動実績、国の第3次男女共同参画基本計画の基本的な方針を基に見直しを行いました。
- このプランは、市が実施する施策を示すとともに、市民と行政とのパートナーシップによる推進を目指し、市民一人ひとりの理解と協力を得るため「市民の皆さんも実践しましょう」の欄を設けて、市民(市民・地域・企業)の取組みを記載しました。
- このプランは、岩見沢市役所における男女共同参画の実現に向けた、市の取組みについても記載しました。

# 市民と行政の協働で進める 男女共同参画社会の実現

プランの推進にとって 何よりも大切なことは、  
市民と行政のパートナーシップによりプランに掲げた各種施策を実施することです。

## 【基本目標 I】 男女の人権の尊重

### 《基本課題》

1. 人権の尊重と男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進
2. 生涯を通じた心と身体の健康づくり
3. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
4. メディアにおける男女共同参画の推進

### ～市民の皆さんも実践しましょう～ 市民・地域・企業の取組み

- ※「男らしさ」「女らしさ」にとらわれず「自分らしさ」を大切にしましょう。
- ※適切な食生活と、適度な運動により健康管理に努めましょう。
- ※女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されないものであるという認識を持ちましょう。
- ※メディアからの情報を正しく理解できるよう自ら学習しましょう。

## 【基本目標 II】 社会における制度又は慣行についての配慮

### 《基本課題》

1. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

### ～市民の皆さんも実践しましょう～ 市民・地域・企業の取組み

- ※女性も男性も固定的な役割分担意識にとらわれず、職場・家庭・地域等における慣習・慣行について見直しましょう。

## 【基本目標 III】 政策等の立案及び決定への共同参画

### 《基本課題》

1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
2. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
3. 活力ある農村の実現に向けた男女共同参画の確立
4. 男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の確立

### ～市民の皆さんも実践しましょう～ 市民・地域・企業の取組み

- ※市政に関心をもち、積極的に市民活動や地域活動等に参画しましょう。
- ※企業もポジティブ・アクションの自主的な取組みに努めましょう。
- ※男女の固定的な役割分担意識に基づく慣習や慣行を見直しましょう。
- ※男女が共に参画する地域の防災体制をつくりましょう。

## 【基本目標 IV】 家庭生活における活動と他の活動の両立

### 《基本課題》

1. 男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現
2. 高齢者や障がい者が生きがいをもって安心して暮らせる環境の整備

### ～市民の皆さんも実践しましょう～ 市民・地域・企業の取組み

- ※企業は育児や介護をする男女労働者が働き続けやすい職場環境の整備に努めましょう。
- ※高齢者の持つ知識や経験・技術を地域で活かしましょう。

## 基本理念

- 男女の人権の尊重
- あらゆる分野への参加・参画の推進
- 自立共生の促進

## 男女共同参画社会とは

- 社会のあらゆる分野に男女が平等に関われる社会
- 性によって役割を固定せず、男女がともに参画することにより、責任と喜びを分かち合える社会
- 女性も男性も多様な選択肢の中で、自分らしく、豊かで充実した人生を実現できる社会

これらを目指すことにより、女性も男性も、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場において、いきいきと輝き、バランスのとれた社会が実現できます。

## プランの期間

平成24年度から平成33年度までの10年間です。

## 【基本目標 V】 国際的協調

### 《基本課題》

1. 国際理解・国際交流・国際協力の推進

### ～市民の皆さんも実践しましょう～ 市民・地域・企業の取組み

- ※国際交流等の機会を利用し、外国への理解を深めましょう。

## I

## 男女の権利の尊重

## 基本課題 1 人権の尊重と男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

① 男女共同参画の視点に立った  
学校教育の推進

男女平等や思いやりと自立の意識を育むことができるよう、性別にとらわれることなく一人ひとりの個性と能力を尊重した教育を進めます。

② 男女共同参画の視点に立った  
家庭教育の推進

男女が生涯を通じて個人の尊厳と男女平等の意識を高めるとともに、家庭生活の大切さを認識することができる学習機会の提供に努めます。

③ 男女共同参画の視点に立った  
生涯学習の推進

男女が共にそれぞれの個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくため、生涯にわたる学習機会の提供と社会参画の促進に努めます。



## 基本課題 2 生涯を通じた心と身体の健康づくり

① 生涯を通じた男女の  
健康の保持増進

男女がそれぞれの健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう、健康教育や相談体制の充実に努めます。特に女性については、ライフステージに応じた適切な健康づくりを支援します。

② 妊娠・出産等に関する  
健康支援

妊娠、出産は女性の健康にとって大きな節目であり、安心して子どもを産むことができるよう健康支援に努めます。また、不妊に悩む男女が安心して相談できるよう、国の取組などの情報提供に努めます。

③ 健康を脅かす問題についての  
対策の推進

HIV/AIDSや性感染症について、正しい理解に基づいた行動が取れるよう啓発に努めます。また、薬物乱用、喫煙、過度の飲酒による健康被害に関する情報の提供等に努めます。



## 基本課題 3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

① 女性に対する暴力の予防と  
根絶のための基盤づくり

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの認識を広く市民に周知し、暴力を容認しない社会の実現をめざした啓発活動の推進に努めます。また、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化を防止するとともに、市民との連携協力により効果的な被害者支援を進めます。

② 配偶者等からの暴力の防止及び  
被害者の保護等の推進

配偶者からの暴力(DV)は、外部からの発見が難しい家庭内で行われることが多いため、被害が深刻化しやすく、児童虐待とも深く関連していることから、適切な対応ができるよう関係機関との連携を強化します。

③ セクシュアル・ハラスメント  
防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントは、社会的に許されない行為であり、職場、学校など様々な場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発や学習機会の提供等に努めます。

## 基本課題 4 メディアにおける男女共同参画の推進

① 女性の人権を尊重した表現を  
推進するためのメディアの取組みの支援

メディアが自主的に女性の人権を尊重した表現を行うよう働きかけるとともに、メディアからもたらされる多くの情報を市民が主体的に収集・判断等ができるよう支援します。

② 広報・出版物等における  
男女共同参画の視点に立った表現の促進

広報誌等の公的出版物の表現が、性別に基づく固定観念にとらわれないよう配慮します。



# 社会における制度又は慣行についての配慮

## 基本課題 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

### ① 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

女性も男性も固定的な役割分担意識にとらわれず、一人ひとりの意思によって様々な活動に参画できるよう、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しを働きかけます。

### ② 広報・啓発活動の積極的な展開

性別に基づく固定的な役割分担意識を解消し、市民一人ひとりが男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開します。

### ③ 法律・制度の理解の促進

女性の権利について深いかかわりをもつ関係法令等、男女共同参画社会の実現に有益な情報の収集・提供に努めます。



# 政策等の立案及び決定への共同参画

## 基本課題 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

### ① 審議会等委員への女性の参画の拡大

市が設置する審議会等の委員については、男女のより多様な意見を審議等に反映できるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。

### ② 女性職員の登用等の促進

女性職員の登用等については、職員の自己啓発や研修等を通じて積極的な人材養成に努めます。

### ③ あらゆる分野における男女共同参画の推進

企業や団体等あらゆる分野における女性の参画促進に努めます。

### ④ 女性の参画促進に向けた人材の育成

政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、学習機会の提供などを通じて女性の人材育成を進めます。



## 基本課題 2 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

### ① 男女の均等な機会と待遇の確保

男女雇用機会均等法に基づく男女の均等な機会と待遇の確保が図られるよう、企業に対する意識啓発を推進します。

### ④ 多様な就労ニーズに対応した女性の就労支援

男女が多様で柔軟な働きができるよう、関係機関と連携を図りながら適切な情報提供に努めます。

### ② ポジティブ・アクションの推進

企業において、ポジティブ・アクションを導入することができるよう、具体的な方法についての情報の収集・提供に努めます。

### ③ 働く女性の健康管理対策の推進

法律に基づく女性労働者の母性保護や母性健康管理の推進を図ります。



## 基本課題 3 活力ある農村の実現に向けた男女共同参画の確立

## ① 意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

農村における男女の固定的な役割分担意識とそれに基づく慣習・慣行を見直すとともに、農村女性の社会参画の促進と、政策・方針決定過程への参画の拡大に努めます。

## ② 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

農業や農村社会で重要な役割を果たしている女性の経営上の位置づけを明確にするとともに、農業経営や起業活動、地域社会への女性の参画のための環境整備を進めます。

## ③ 女性が住みやすく活動しやすい環境づくりの推進

農村における男女の生活時間は、労働、家事、育児、介護等の負担を女性がより多く担っていることから、それらの負担を軽減し、住みやすく快適な生活環境づくりを進めます。



## 基本課題 1 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

## ① 仕事と生活の調和の推進

長時間労働を前提とした従来の働き方の見直しや性別に基づく固定的な役割分担意識の見直しを進め、多様な働き方や男性の家事・育児・介護の参画促進など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及促進に努めます。

## ② 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実

仕事と子育ての両立にともなう負担感や子育ての負担感を和らげ、誰もが安心して子育てができるよう、多様なニーズに対応した保育サービスや相談・支援体制の充実に努めます。

## ③ 家庭生活、地域社会への男女共同参画の促進

男女が共に職業生活と家庭生活との両立を図りながら、地域社会にも参加することができるよう、家庭生活や地域社会への男性の積極的な参画の促進に努めます。



## 基本課題 4 男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の確立

## ① 防災分野における男女共同参画の推進

防災分野での、男女の固定的な役割分担意識を見直し、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

## ② 防災・災害復興現場における男女共同参画の推進

災害発生時の経験を活かし、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の構築に努めるとともに、防災意識のさらなる高揚を図ります。



## 基本課題 2 高齢者や障がい者が生きがいをもって安心して暮らせる環境の整備

## ① 高齢者が生きがいをもって暮らせる環境の整備

高齢期の男女が共に社会とのかかわりを持ち続け、他の世代とともに誇りを持って社会を支える重要な一員として充実した生活が実現できるよう、社会参画の促進に努めます。

## ② 高齢者や障がい者が健康で安心して暮らせる環境の整備

高齢者や障がい者の生きがいと健康づくりを進め、自立した生活を送ることができるよう支援します。また、障がいのある人もない人も共に生活し活動できる「ノーマライゼーション」の理念に基づいた社会の実現をめざすため、ハード・ソフト両面にわたり、高齢者や障がい者が健康で安心して暮らせるまちづくりに努めます。



## 基本課題 1 国際理解・国際交流・国際協力の推進

## ① 男女平等に関する国際理解の促進

男女共同参画をめぐる国際的な動きや実態について情報の収集と提供に努め、市民の理解を促進します。

## ② 国際交流・国際協力の推進

国際的な男女共同参画の流れや地球規模での平等・開発・平和を理解し、世界的視野に立った国際交流・国際協力を進めます。



## 男と女のキーワード

## エンパワーメント

女性が政治的、経済的、社会的、文化的なあらゆる場面で自己決定力を身につけ、もてる能力を発揮できるよう「力」をつけることです。

NPO  
NonprofitOrganization

行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織です。福祉、まちづくり、男女共同参画、環境など様々な分野で活動を行っています。

## 固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

## シェルター

暴力などから逃れてきた女性のための一時避難所のことです。女性に対し、居住場所や食事などを提供し、様々な相談に応じるなど、女性に対する支援を行っています。一般的にシェルターとは、民間団体が運営するものを指すことが多いようです。NPO法人や社会福祉法人などの法人格を持つものもありますが、多くは、民間のグループ等が運営する法人格を持たない団体です。

ジェンダー  
(社会的性別)

人間には生まれついで生物学的性別(セックス／sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー／gender)といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

リプロダクティブ  
ヘルス／ライツ

リプロダクティブ・ヘルスはライフサイクルを通じて個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方で、リプロダクティブ・ライツはそれをすべての人々の基本的人権として位置付ける理念です。妊娠、出産などにかかる女性の健康を重視し、子どもを産むかどうか、いつ何人産むかについて自らの意思で選択できる自己決定権のほか、生涯にわたって女性が自分の健康を主体的に守って生きることをいいます。

ポジティブ  
アクション  
(積極的改善措置)

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。例としては、審議会委員への女性の登用のための目標の設定や女性公務員の採用・登用の促進等が実施されています。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

ドメスティック  
バイオレンス  
(DV)

配偶者や恋人等の親しい関係にある人からふるわれる暴力のことです。DVには、殴る、蹴るという「身体的暴力」だけでなく、言葉による「精神的暴力」、生活費を渡さないといった「経済的暴力」、親・兄弟姉妹・友人との付き合いや行動を制限する「社会的暴力」、避妊に協力しないなどの「性的暴力」も含まれます。

メディア  
リテラシー

メディア(新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットなど)から発信される情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力のことをいいます。

セクシュアル  
ハラスメント

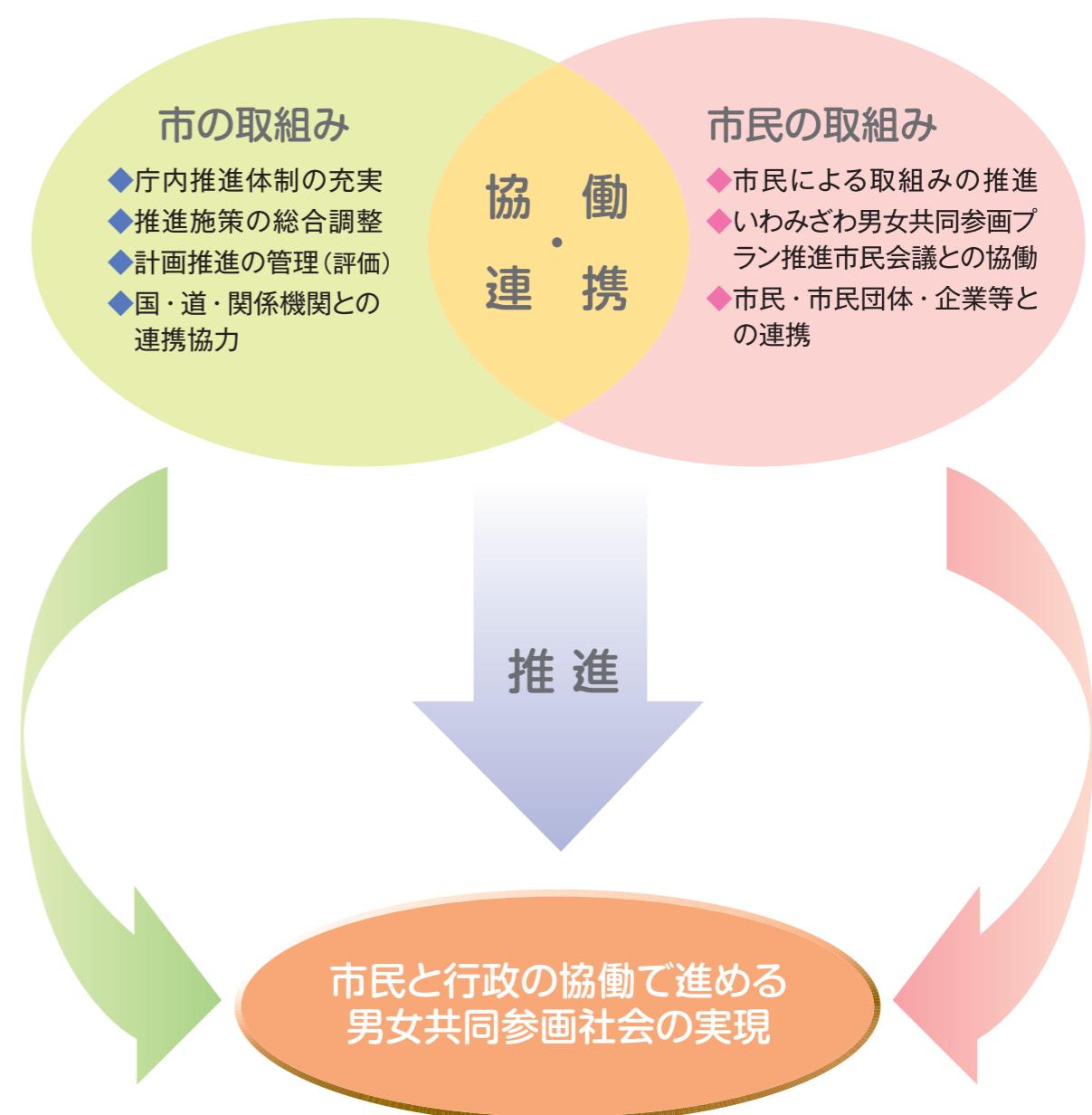
相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人々の目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など様々なものが含まれます。特に雇用の場においては、「相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって、仕事を行う上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と考えられています。

## 実践プランの体系図

基本目標	基本課題	施策の方向
男女の人権の尊重	1. 人権の尊重と男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	1. 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 2. 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進 3. 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進
	2. 生涯を通じた心と身体の健康づくり	1. 生涯を通じた男女の健康の保持増進 2. 妊娠・出産等に関する健康支援 3. 健康を脅かす問題についての対策の推進
	3. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	1. 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり 2. 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進 3. セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
	4. メディアにおける男女共同参画の推進	1. 女性の人権を尊重した表現を推進するためのメディアの取組みの支援 2. 広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進
社会における制度又は慣行についての配慮	1. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	1. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し 2. 広報・啓発活動の積極的な展開 3. 法律・制度の理解の促進
政策等の立案及び決定への共同参画	1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	1. 審議会等委員への女性の参画の拡大 2. 女性職員の登用等の促進 3. あらゆる分野における男女共同参画の推進 4. 女性の参画促進に向けた人材の育成
	2. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	1. 男女の均等な機会と待遇の確保 2. ポジティブ・アクションの推進 3. 働く女性の健康管理対策の推進 4. 多様な就労ニーズに対応した女性の就労支援
	3. 活力ある農村の実現に向けた男女共同参画の確立	1. 意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 2. 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備 3. 女性が住みやすく活動しやすい環境づくりの推進
	4. 男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の確立	1. 防災分野における男女共同参画の推進 2. 防災・災害復興現場における男女共同参画の推進
家庭生活における活動と他の活動の両立	1. 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	1. 仕事と生活の調和の推進 2. 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実 3. 家庭生活、地域社会への男女共同参画の促進
	2. 高齢者や障がい者が生きがいをもって安心して暮らせる環境の整備	1. 高齢者が生きがいをもって暮らせる環境の整備 2. 高齢者や障がい者が健康で安心して暮らせる環境の整備
国際的協調	1. 国際理解・国際交流・国際協力の推進	1. 男女平等に関する国際理解の促進 2. 国際交流・国際協力の推進

## プランの推進

市民や市民団体、企業の理解と協力のもと、市民と行政とのパートナーシップでさまざまな施策を効果的に推進するための体制を整備し、男女共同参画社会の実現を目指します。





第2次 いわみざわ男女共同参画実践プラン  
ダイジェスト版

【発行】  
岩見沢市企画財政部企画室  
〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1-1  
TEL(0126)23-4111 FAX(0126)23-9977  
平成24年(2012年)4月